

平成24年度第3回理事会の開催

平成24年度第3回理事会が、平成24年6月28日、明治記念館・丹頂の間において開催された。

本会議では、協議事項として、①「1 第69回通常総会対応に関する件」、②「2 役員選任規程に関する件」について協議し、了承された後、次に説明・報告事項として、①「1 政策提言活動等に関する件」、②「2 部会委員会の開催に関する件」、③「3 業務運営概況等に関する件」について説明、報告がなされ、連絡事項として、「当面の主要会議等の開催計画に関する件」が説明された（第3回理事会の議事概要は下記のとおり）。

平成24年度第3回理事会の議事概要

I 日時：平成24年6月28日(木) 10:30～12:20

II 場所：明治記念館・丹頂の間

III 出席者：

【会長】山根義久

【副会長】藏内勇夫、近藤信雄

【専務理事】矢ヶ崎忠夫

【地区理事】波岸裕光（北海道地区）

砂原和文（東北地区）

高橋三男（関東地区）

村中志朗（東京地区）

大野芳昭（中部地区）

中島克元（近畿地区）

柴田 浩（中国地区）

塩本泰久（四国地区）

坂本 紘（九州地区）

【職域理事】酒井健夫（学術・教育・研究）

麻生 哲（産業動物臨床）

細井戸大成（小動物臨床）

横尾 彰（家畜共済）

森田邦雄（公衆衛生）

木村芳之（動物福祉・愛護）

【監事】岩上一紘、佐藤ひさし、玉井公宏

（欠席）職域理事 梅澤正親（家畜防疫衛生）

IV 議 事：

【協議事項】

1 第69回通常総会対応に関する件

2 役員選任規程に関する件

【説明・報告事項】

1 政策提言活動等に関する件

2 部会委員会の開催に関する件

3 業務運営概況等に関する件

4 その他

【連絡事項】

当面の主要会議等の開催計画に関する件

V 会議概要

【会長挨拶】

1 冒頭、山根会長から大要次の挨拶がなされた。

(1) 政局は安定せず、大混乱の極みを呈しているが、一昨日は、消費税増税を含む社会保障・税一体改革関連法案が衆議院を通過し、ようやく一つの大きな山を越えたように見えるものの、この結果が吉と出るのか、凶と出るのか誰にも予測はつかない。そのような中で本会はしっかりとした歩みにより、再出発する気持ちで役員一同活動に取り組みたいと考えており、ご理解とご指導をお願いしたい。

(2) 6月23日、山口大学と鹿児島大学の共同獣医学部設置記念式典が両大学で行われ、私は鹿児島大学の式典に出席し、挨拶を述べたところだが、同様に帯広畜産大学と北海道大学が共同獣医学課程、さらに岩手大学と東京農工大学が共同獣医学科を設置し、それぞれ4月よりスタートしており、大変嬉しく思っている。ただ過去に緊急避難を前提に設置された大学院連合獣医学研究科が二十数年余もそのままの状況であり、その二の舞になることを危惧するとともに、費用対効果を考えると、やはり将来は再編整備の実現を目指すべきと思われる。一方、文部科学省（文科省）の獣医学教育の改善・充実に係る調査研究協力者会議でも、第1次の検討を終え、答申を中央教育審議会に提出したが、さらに本年3月から第2次の検討を開始した。今回は、具体的な内容を盛り込んだ取りまとめにすべきと考えており、本会議には、酒井理事が副座長を務められていることから良い方向へ進むものと期待している。

(3) 動物看護職については、昨年9月に第三者機関である統一認定機構が設置され、先日総会も終了し、ゆっくりではあるが着実な歩みを続けており、将来のチーム獣医療にとって明るい材料だと考えている。

(4) 農林水産省（農水省）が策定された獣医療を提供する体制の整備を図るための基本方針も、ほとんどの都道府県において、本方針に基づく計画が策定され、今後、さらなる取り組みが推進されるものと考えている。一方、既に6月中旬に2カ所において獣医事審議会の委員が

進捗状況の現地調査を行ったと聞いており、今後、勤務獣医師の処遇改善につながるものと、大いに期待している。

(5) 本日の第3回の理事会では、第69回の通常総会に対する件及び役員選任規程に関する件を中心に協議をいただきたい。どうか地区理事におかれては地元の構成獣医師に対する情報の伝達を依頼して、挨拶とさせていただきます。

2 定款第40条の規定に基づき、山根会長が議長に就任し、以下の議事が進められた。

【協議事項】

1 第69回通常総会対応に関する件

矢ヶ崎専務理事から、第69回通常総会における議事運営等について説明が行われた後、了承された。

2 役員選任規程に関する件

(1) 矢ヶ崎専務理事から、これまでの意見として、①法人のガバナンス部門の縮小、効率化が一般的になっている現況下における副会長3名制というガバナンス部門の拡充は、会員構成獣医師への理解が得られるか、②会長推薦制の副会長は、あらかじめ筆頭副会長を決めることになり、会長推薦の専務理事を含め、業務運営幹部会議での審議のバランスに影響を及ぼしかねない。③本会組織を任された会長が山積みしている様々な課題を解決するために、共に取り組む人材を選ぶことは、会長の特色が出るし、実行体制を固めるためにも良い。④会長と共に課題に取り組む意欲のある人が副会長となれば、会長の片腕となって積極的に動くことになり、専務理事の推薦も含め組織を牽引する会長はそれなりの権限を持つべきである等、賛否それぞれ意見をいただいた。今回、前回提示した選任規程(案)について、第11条の会長を推薦人とする副会長区分候補者の推薦手続について、役員候補者推薦管理委員会から役員の推薦が依頼されれば、「会長推薦区分の候補者は必ず副会長候補者を推薦する」という規定から、会長が片腕とする「副会長候補者が必要と判断したときは推薦できる」と修正した旨が説明された。

(2) 上記の説明に対する主な質疑応答等として、①役員選任規程に関しては、これまで組織の取り組み、検証・点検も不十分であるため、早急に改善を図り、本会の社会的役割を踏まえた上で、組織の在り方、将来の方向性を含め、各規定の論理的検討を行い、会員構成獣医師に対する説明責任を果たすとともに、組織の持続的な発展を図る必要がある。本規程は、組織の執行体制、実行体制の骨格をなすものであり、慎重かつ計画的行動のもと取り組む必要がある。新公益法人への移行を踏まえ

ると、当面は現行の体制で臨むのが望ましく、増員あるいは職務の新たな分離については、組織的にその必要性和妥当性を十分検証し、理事会として十分なコンセンサスを得た上で対処すべきである。時間が制約されていたため、今後はワーキンググループを設置して精査し、改正に対する統一の見解、現職域との整合性、現行の変更理由あるいは改善理由等を論理的に整理し、裏づけをとり、さらに臨時の理事会等を開催して、会員構成獣医師の理解が得られるよう現状分析と将来構想をもとに検証を図る必要がある。特に学術・教育・研究担当理事については、長年にわたり本会の大きな全体行事である獣医学術学会年次大会における中心的な役割、加えて、関連学協会や行政機関との連携を強化した学術活動の推進、さらには獣医学教育の整備・充実に向けた本会としての役割を果たすとともに、生涯研修事業の推進にも取り組んできたが、これまで当職域に対する分離、あるいは理事増員の必要性の議論等はなく、説明に妥当性があるとしても、関係機関や関係者の意見を聴取、諮問し、本会の学術分野の持続的発展を前提とした会員構成獣医師への説明責任を果たす必要がある。また、「学術・教育・研究」の職域名称は本会独自の名称であり、一般的にも説明なくとも理解できるように、他の職域と共に改める必要がある。一方、学術・教育・研究領域の推薦母体を全国大学獣医学関係代表者協議会としているが、当協議会は大学教員による大学間の教育連携協議機関であり、専門職能集団としての本会とはなじみが薄く、地区理事や他の職域理事と性格を異にする職域ではあるが、基本的には正会員からの推薦が最も望ましい。私的提案であるが、あくまでも本理事会における丁寧で論理的な説明による組織の発展を期待し、本会にふさわしい成熟した対応で意見集約を願う。②この理事会での真の審議のあり方が問われている。例えばこのような課題の多くは正副会長、委員会で決めたという報告に留まり、理事会へ意見を聴取する時間もない。一方、理事の側も一部の理事の発言のみであり、組織を代表している立場にあることを念頭に自身で発言することが理事の責任と考える。本件は、副会長の選任等について時間をかけたが、先の提案のようにさらに検討すべき事項があり、一構成獣医師としても慎重かつ真剣に取り組むべきと考える。③学術・教育・研究担当理事は、獣医学教育の改善、大学研究者の待遇改善等を文科省へ要請する等の役割、獣医学術学会担当理事は、獣医学術的な研修の推進等の役割として、役割を分担させることにより、一方への偏りを考慮したものと理解する。④役員の選任の在り方、イコール日本獣医師会の組織の在り方へつながる。一方、地方獣医師会(地方会)では公益法人移行の議論の最中であるが、会員構成獣医師から、地方会、本会の組織の在り方についての意見が多く出され、意識の高まりを感じ

る。このようなときこそ本規程は慎重に審議し、あらかじめ会長指定の副会長が事前に決まると理解されるような選任は改めないと禍根を残す。⑤職域によっては理事の増員も必要と思われ、すべてを検討するワーキンググループの設置に賛同する。⑥会員構成獣医師へも伝達されるよう、至急ワーキンググループを立ち上げ、その検討結果を臨時理事会で確認し、さらに全国獣医師会会長会議（会長会議）に示し、十分に意見聴取を行い、その意見を踏まえ、12月の理事会で決定してはいかかが。⑦本件は理事会のありようが問われる大きな課題であり、ワーキンググループへ諮問するのではなく、臨時理事会を開催し、理事会の責任で決めてはいかかが。⑧ワーキンググループで検討するにしても検討課題については、理事会で決めるべきである。⑨理事会で議論、決定するための材料を整理するという目的でワーキンググループを設置する必要がある。メンバーについては、地区理事と職域理事の双方から、会長の一任により数名を選出してはどうか。⑩公益法人の移行に際して、現行の定款が認められていることから、本規程についても理事会で決定できることと、できないことを明確にすべきである等の意見があり、これに対して、矢ヶ崎専務理事から、最終案は、12月の理事会で議決いただくが、規程に反映すべき課題は、「学術・教育・研究」と「獣医学術学会」担当理事のあり方と副会長の推薦方法の2点と思われ、理事の名称は、定款施行細則で定められており、これを改正することは将来に向けての検討事項となる。規程案は会長会議に提示するが、事前に各地方会長へ送付し、広く意見聴取できるよう努めたい。最後に山根会長から、ワーキンググループについては、職域理事、地区理事から選出させていただき、早急に設置し、その議論を経た原案を理事会で諮り、さらに10月の会長会議で提示し、12月の理事会で決定するという工程で進めていくこととしたい旨説明がなされ、了承された。

【説明・報告事項】

1 政策提言活動等に関する件

(1) 矢ヶ崎専務理事から、5月24日、自由民主党の環境部会において、動物愛護管理法の制度見直しとして、①マイクロチップによる個体識別、特に狂犬病の登録との関連での義務化、②動物取扱業についての対面販売の原則化、幼齢動物の販売規制、③動物の引き取り等における譲渡の推進並びに地方公共団体の動物管理機能の向上、④実験動物における情報の開示等について要請した。同部会では、特にマイクロチップの義務化に取り組むべきとの意見があり、1週間後の環境部会においても、特にマイクロチップの推進組織並びに機器の開発の状況等について質疑があり、現在、各党協議が開催される

が、将来に向けマイクロチップの義務化を目指す方向でまとまりつつある旨が説明された。

(2) これに対して、①本県においてもマイクロチップの普及に努め、キャンペーン等も実施したが、厚生労働省の担当官から、狂犬病予防の観点からは埋め込み式でなく、外見上、登録、注射が済んでいることが確認できるものが好ましいと発言されており、これについても本会で懸賞金を出して外見で判明できるものを募集してはどうか。②マイクロチップの挿入は、獣医療法で、獣医師のすべき技術とされているが、ペットショップでは獣医師が挿入しているところは少ない現状がある。これらについても調査をする必要があるのではないか、との意見が出された。

2 部会委員会の開催に関する件

(1) 矢ヶ崎専務理事から各部会委員会の開催状況が説明された後、各担当部会長である職域理事から次のとおり説明がなされた。

まず、酒井理事から、①学術部会の学術・教育・研究委員会については、5月22日に文科省及び農水省の担当官の臨席を経て、第12回委員会を開催した。文科省の獣医学教育の改善・充実に関する調査研究協力者会議の取りまとめの中で、組織、コアカリキュラムの策定、共用試験の導入及び外部評価について具体的な工程表が示されたが、外部評価については、これまで本会は教育支援という観点で対応してきた。評価機関については、新たな組織の設立は経験や財政面から困難であり、既存組織の利用が現実的とされた。その中でも、経験が豊富で、これまで獣医学教育についても対応されてきた、大学基準協会を評価機関とする方向で進めることとした。②学術部会の個別委員会である、日本獣医師会生涯研修事業運営委員会については、5月16日に第1回のワーキンググループを開催し、佐々木委員長のもと、これまでの事業内容として、参加者の促進、認定の簡素化、研修カリキュラム、修了者の出口管理について見直しを進め、最終案を取りまとめたところである。③その他、関連して、5月20日、大阪市獣医師会の協力により、平成24年度獣医学術学会年次大会（大阪市）の企画運営委員会が開催され、講演等の企画、スケジュール等を検討し、現在、企画が確定しつつあり、最終決定後、セカンドアナウンスメントに取りまとめ、すべての構成獣医師へ送付する予定である。次に、細井戸理事から、④療法食の在り方検討委員会については、5月10日に第2回委員会を開催した。本委員会は、日本動物用医薬品協会、ペットフード協会、全国動物薬品器材協会等の業界団体、メーカー3社、さらに開業獣医師の中から委員を選出し、太田委員長のもと、農林水産省の愛玩動物用飼料対策班及び薬事監視指導班等の担当官に出席い

ただき、全国的に課題があるとされる療法食の在り方等について検討してきた。山根会長からは、療法食の規制等を政策提言するのではなく、あくまで獣医師としての療法食に関する理念を打ち出し、療法食の在り方等のガイドラインの作成を目的とする旨進言いただいている。今回は、委員から、昨年、他団体により実施された約400名の開業獣医師のアンケート結果が示され、ほぼ全員が療法食の使用に関する健康管理、カルテへの記載が必要であり、約9割の方が使用の方法により健康被害を危惧すると回答しており、さらに副反応、誤使用等々による、尿石症、腎臓障害、栄養不良、あるいは肥満、糖尿病、皮膚病の悪化等が報告されている旨が説明され、さらに流通関係の実情として、ある動物薬のディーラーが獣医師の診療を介し、飼育者へ療法食を宅配するシステムを提供しているが、コストもかかり浸透していないこと、一部の獣医師等が行っているインターネット販売についても、代金未払い等の事例があり、今後大きな問題に発展する可能性があること等が報告された。なお、ガイドラインの作成に当たり、療法食を定義する必要があるが、ペットフード公正取引協議会では、農水省の薬事監視指導班等も出席のもと、「ペットフードの表示に関する公正競争規約」の改訂に係る「療法食の定義と表示基準(案)」を検討しており、その中で療法食を「栄養成分の量や比率が調節」されており、「特定の疾病や健康状態にあるペットの栄養学的サポートを目的」とした「獣医療において獣医師の指導の下で食事管理に使用されることを意図」された商品と定義されていることから、これについても本委員会でも検討したい。今後の最終的な取りまとめに際し、本会での誤使用に伴う健康被害の実態を明確にする必要があることから、先般、アンケート調査を依頼したが、地方会事務局、開業の構成獣医師等には改めて協力をお願いしたい旨がそれぞれ説明された。

(2) これに対して、療法食のアンケート調査については、すでに他団体が実施し、同会の会報にも細かな結果が掲載されている。アンケートは内容、方法等により大きく結果が異なることから、今後は委員の他にコンサルタント等にも参画いただき、その内容を精査して、回答する方もしっかりと記載できるような方法の対応をお願いしたい旨要望が出された。

3 業務運営概況等の件

矢ヶ崎専務理事から、平成24年5月21日から平成24年6月20日までの業務概況等について説明がなされた。

4 その他

(1) 福島原発警戒区域内の家畜救護の状況(報告)

矢ヶ崎専務理事から、福島原発の警戒区域内の家畜に

ついては、所有者の同意を得て安楽死処分をするという方針が出されていたが、本年4月5日に、本区域内の一部に立入の許可が出たことを受け、これらの家畜は、20キロ圏外への移動の制限、繁殖の制限、外見上明白な区別可能なマーキング等を行う等の条件のもと、一部飼養が認められた。家畜の状況として、①馬は相馬野馬追用の31頭を南相馬市馬事公苑に移動され、②牛は、平成22年8月時点で飼育されていた280戸3,385頭中、1,700頭が死亡、本年4月現在で840頭が安楽死処分をされ、その他、現在係留中のものが730頭、未確保の牛が400頭程度で、合計1,100頭程度が飼育されている。③豚は、ほぼ安楽死処分をされたが、一部離れ豚となり、イノシシとの交配によるイノブタが増加している。④鶏は、すべてが死亡した旨の報告がある。なお、6月18日付けの我々の調査では、牛は東北大学と北里大学の研究施設で研究用に92頭、民間の創生ワールドの研究施設で40頭、個人あるいは共同の牧場10カ所程度で552頭、愛護団体で65頭の計750頭程度が14カ所程度での飼育が認められる。本会の要請活動として、昨年の4月1日以降、各方面に救護、さらに被曝動物の研究支援について要請活動を行った。特に被曝動物の研究については、北里大学において体内放射性濃度を尿及び体表から推定する手法の研究として、南相馬市の畜産農家の施設で30頭の牛により、一部経時的に解剖し、諸臓器の放射能の蓄積状況の検査を実施され、筋肉の放射性セシウムは3週間程度で半減、尿中からは2週間程度で半減するという結果が示された。さらに牛の生態についての病理組織学的な研究、採材についての詳細な研究が必要との認識から、本会に対し、本研究の継続についての支援要請がなされている。今後の対策として、牛の飼養現場では、飼料、マンパワーの不足、設備の故障等で非常に厳しい状況に置かれており、様々な団体、個人から本会へ支援要請があるため、本会が呼びかけ人となり、7月5日、南相馬市において、家畜飼育者、動物愛護団体、行政機関の他、福島県獣医師会にも参加いただき、現状の把握、今後の方向について検討することとして、警戒区域の放射能低濃度の地域へ移動、管理組合の創設、救護活動内容への要望、動物救護活動経費の確保を議題とした関係者情報交換会を開催する予定である。さらに家畜の去勢処置を推進するため、地元福島県獣医師会の協力を得る方向で、繁殖制限措置推進事業の創設を検討したい旨が説明された。

(2) 日本獣医師政治連盟の役員選任方法の見直しについて

矢ヶ崎専務理事から、公益社団法人に際し、法人と政治連盟との関係は明確に区別すべきとの観点から、役員会で推薦された者を委員長とし、総会に提案する委員長の選出方法を変更する方向で見直すこととして、本日の

政治連盟役員会及び総会において提案する旨の説明がなされた。

(3) 会員加入による組織基盤の強化

高橋理事から、構成獣医師の減少については、当県でも24人が入会し、31人が退会するという状況である。当県では総会の折、一人一人に励ましの声をかけ、知事、県会議員等の来賓と一緒に記念撮影をし、会報に獣医師会の会員としての抱負、感想を掲載する等して、会

員としての自覚を促している。その他の問題についても、山根会長をはじめ、我々皆で共有して、今後検討する必要があると考えている旨が発言された。

【連絡事項】

当面の主要会議等の開催計画に関する件

矢ヶ崎専務理事から、当面の主要会議等の開催計画について説明がなされた。